

外国人材受入企業等向け講座実施等業務公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本県では、少子高齢化等を背景に県内中小企業等の人手不足が深刻化する中、県内企業等において、特定技能等の外国人材の受入れが適正かつ円滑に行われ、外国人材が県内企業で活躍し、孤立することなく県民の一員として地域に溶け込み、安心して生活できる環境整備を進めている。

その取組の1つとして、外国人材の雇用や定着に関する講座等を開催し、企業等に有益な情報を提供することで、外国人材の円滑かつ適切な就労及び職場定着へと繋げる。

※本業務における外国人材とは、在留資格「技能実習」、「特定技能」又は令和6年6月に創設され、令和9年に施行が予定されている育成就労制度における「育成就労」で、就労又は就労予定の外国人労働者を指す。

(2) 業務内容

別紙「外国人材受入企業等向け講座実施等業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 予算額

6,441,160円（消費税及び地方消費税を含む）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和7年4月30日（水） 午後5時00分

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和7年5月2日（金） 午後5時00分

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和7年5月7日（水）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県商工労働局雇用労働政策課

② 提案書様式等

企画提案書提出届（別記様式第5号）による。提案書の作成にあたっては、「外国人材受入企業等向け講座実施等業務提案書作成要領」を参照すること。なお、見積書を添付すること。

③ 提案書提出期限

令和7年5月12日（月） 午後5時00分

④ その他

(7) 提案書の再提出は、上記③の提出期限内に限り認める。なお、提案書の部分的

な差替えは認めない。

- (イ) 提案書を取り下げる場合あるいは提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合は、取下願（別記様式第6号）を提出するものとし、取下願の受理をもって公募型プロポーザルの参加を辞退したものとす

る。

また、取下願の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

- (ウ) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

- ① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、申請書（別記様式第1号）、企業概要説明書（別記様式第2号）及び電子データの保存等に関する申出書（別記様式第3号）を提出すること。
- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参、郵便等又は電子メールによる。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

《電子メールで提出する場合の送信先アドレス》syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「外国人材受入企業等向け講座実施等業務公募型プロポーザル参加資格確認申請」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局雇用労働政策課）へ電話により着信の確認を行うこと。

《電話番号》082-513-3411（ダイヤルイン）

(6) 仕様書について

- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書（別記様式第4号）を、電子メールにより提出すること。

《送信先アドレス》syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

件名を「外国人材受入企業等向け講座実施等業務公募型プロポーザルに関する質問」とし、送信後、提出先（広島県商工労働局雇用労働政策課）へ電話により着信の確認を行うこと。

《電話番号》082-513-3411（ダイヤルイン）

- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局雇用労働政策課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和7年5月23日（金）午後5時00分までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和7年5月26日（月）までに、書面により行う。

(8) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

(9) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(11) 指名除外措置等

公募型プロポーザル参加資格確認申請書等及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(12) 提出された提案書について

- ① 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、また補正を指示する場合がある。
- ② 提出された提案書は、返却しない。
- ③ 提案書は、本業務受託候補者の選定以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約方法

県は、最優秀提案書を選定した後、当該契約予定者と業務内容・委託料等について協議の上、契約担当職員が別に定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

- ☐ 公告の写し
- ☐ 仕様書
- ☐ 契約書（案）
- ☐ 提案書作成要領
- ☐ 評価基準
- ☐ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（別記様式第1号）
- ☐ 企業概要説明書（別記様式第2号）

- ☐ 電子データの保存等に関する申出書（別記様式第 3 号）
- ☐ 仕様書等に対する質問書（別記様式第 4 号）
- ☐ 企画提案書提出届（別記様式第 5 号）
- ☐ 取下願（別記様式第 6 号）

【問い合わせ先】

広島県商工労働局雇用労働政策課 担当 平田
電話 082-513-3411（ダイヤルイン）